

施行 平成 29 年 11 月 1 日  
改正 令和 3 年 11 月 18 日

一般社団法人日本地球化学会  
広報委員会に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会(以下、「本会」とする。)の広報委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(広報委員会)

第 2 条 本会に、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、本会の事業活動を内外に広報するとともに、社会に対し地球化学の知識の普及と情報の提供を行うことを主たる目的とする。本会の方針ならびに活動、地球化学に関する研究動向、年会のハイライト講演の情報などを本会ホームページなどを通じて内外に情報発信する。

3 広報委員会の委員長は、理事会で選任された広報幹事が務める。

4 広報委員会の委員は 10 名以内とし、委員長が推薦し理事会で承認する。

(改廃)

第 3 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。